

氏 名	しの はら たかし 篠 原 孝
学位(専攻分野)	博 士 (農 学)
学 位 記 番 号	論 農 博 第 2393 号
学位授与の日付	平 成 13 年 7 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	EU の UR 農業交渉と CAP 改革における政策決定プロセスの研究

論文調査委員 (主 査)
教 授 加 賀 爪 優 教 授 祖 田 修 教 授 野 田 公 夫

論 文 内 容 の 要 旨

1986年に始まった UR において、EU は CAP 改革を行いつつ、UR 農業交渉に対処した。EU の農業政策自体の研究はあるが、農業交渉に立ち入った研究がほとんど見られない中で、本論文は EU の巧みな交渉力に着目し、その全容を明らかにし、EU の農業交渉の根源にあるものは、第 1 に国内政策の優先であり、第 2 に域内の農政の裁量権の確保であることを解明した。

第 1 章では、過去の農業交渉の歴史を UR との類似性に焦点を当てつつ紹介し、UR 農業交渉を米・EU 農産物輸出補助金削減交渉と位置づけるとともに、EU のリバランシング要求を正当なものと位置づけている。第 2 章では、初期段階における国内支持、国境措置、輸出補助金の 3 分野を巡る米・EU の不毛な論争を分析し、アメリカのすべての農業補助金の撤廃という無謀な要求と現実的な保護削減の途を探る EC の姿勢の違いを明らかにした。これにより初期段階における提案の重要性を解明した。第 3 章では、ガット事務局の主導によるコンセンサス作りについて、ドゼウ・ペーパー、米・EU の最終提案、ブリュッセル閣僚会議、ダンケル合意案と順を追って概説しており、UR 農業合意の基礎となったダンケル合意案については各国の様々な反応を分析している。その結果、各国の対処方針の違いによる対応の違いが解明された。

第 4 章では、最初から苦難の連続だった CAP の成り立ちと 1980 年代の主な改革を考察し、マクシャリーがなぜ CAP 改革をやらなければならなかったかが明らかにされている。第 5 章では、大胆な EU 案、それに対する各国の猛烈な拒否反応、そして、それらをベースにした EU の対案、UR との複雑な絡みが時系列的に分析され、閣僚交渉と国内政策の関係が解明されている。第 6 章では、CAP 改革が UR にどのような意味を持ったかについて解明している。

第 7 章以下第 10 章までは、熾烈を極めた UR 農業交渉の最終段階を主たる交渉代表者の言動と潜在的利害に基づいて克明に分析している。第 7 章では、WTO 農業協定の基礎となったダンケル合意案への各国の反応と、それがどのようにブレアハウス合意に収斂されていったかを分析した。また、米・EU 農業交渉に大きな影響を与えた油糧種子問題のパネルも分析した。本来マルチの交渉であるはずの UR は、米・EU のバイの交渉になってしまった。その間に大きく割り込んできたのがソ連崩壊後アメリカに唯一対等にモノを言える国になったフランスである。第 8 章では、そのフランスの交渉力に焦点を当て、その強さの根源を解明した。フランスはブレアハウス合意反対覚書により執拗に再交渉を求め、EU 外相・農相・貿易相合同会議の大議論を経てその大半を実現させていった。マスコミや世論も一丸となって UR に対する EU の反応の分析と日本のそれとの歴然とした差を解明した。

米・EU 間の手に汗を握る最後の交渉は、ブリタン外相とカンター USTR 代表に委ねられた。そして、その仲介役はサザーランド事務局長である。第 9 章では、この 3 人の動きを中心に各国首脳や農相の発言や動きを克明に分析している。今まであれだけ強硬に反対していたフランスが、国際舞台でも国内でも UR 農業交渉をまとめるために着々と布石を打ち始め、12月15日激しいやりとりの末に漸く UR 農業交渉は終結した。

最後に、UR 農業交渉について総括している。第 10 章では、UR 農業交渉の結末を、国内支持、国境措置、輸出補助金の 3 分野ごとに掘り下げて分析している。最終的には、フランスが望んだ方向、すなわち EU の主張の大部分が受け入れら

れている。EU がどのように現実的解決を見出すことができたのかが解明されている。また、残された貿易と環境の問題については主要関係国の動向に基づいて将来を予測している。

第11章（最終章）においては、日本にとって大いに学ぶところが大きい巧妙な EU の農業交渉を総括している。最後に、次期 WTO 農業交渉に向けて UR 農業交渉の教訓を、①包括的交渉のメリット、②米・EU 間交渉のマルチ化からの脱却、③新しい価値観の導入、④交渉の必然的反復性の4点に絞って指摘している。

論文審査の結果の要旨

EU の農業政策そのものについては、これまでも幾つか研究されてきたが、農業交渉のプロセスとその戦略的収束手法に関する研究はあまりなされていない。その背景としては、共通農業政策（CAP）は法律や予算として明らかにされるのに対し、農業交渉は一過性のものであり、その結果が条約や協定として明らかにされるだけで、後から文献をあたってても何も明らかでなく、その時々の流れを追い続けなければならない、その交渉過程は一般の目には届き難いということが考えられる。

しかし、我が国としては、次期 WTO 交渉において厳しい農業交渉を迫られている。本論文は、EU の UR 農業交渉に関してそれと同時に進行した CAP 改革について、豊富なデータを駆使して実証的研究を詳細に展開しており、2001年11月のカタルの WTO 閣僚会議を前に重要な問題提起をしている。本論文の評価すべき点は以下の4点に要約できる。

1) UR 農業交渉に関係する膨大な資料をもとに、EU の農業交渉を検討し、アメリカと対抗して自らに有利な結果を導き出そうとする EU の巧妙な交渉術の内面を明らかにしている。米問題があることから、日本ではアメリカの強硬な交渉姿勢ばかりに目を奪われがちであるが、真に交渉をリードしたのは EU、なかんずくフランスであるという結論を、交渉過程を克明に分析することにより、明らかにしている。

2) EU は一見すると、その半国際機関的性格からして加盟国間の利害対立を抱える一方で、強硬なアメリカと対峙しなければならないため、両者の間に挟まれて右往左往したと思われがちである。しかし、EU はあくまでも域内政策を優先し、UR 農業交渉においても最優先課題は国際協定下における域内農政の裁量権を確保する点にあることを、同時並行して進行したマクシャリーの CAP 改革と UR 農業交渉を時系列で追いながら明らかにしている。

3) UR 開始当初は日本では殆ど注目されなかった EU のリバランシング要求の狙いを明らかにするとともに、我が国の米のミニマム・アクセスをめぐる議論への重要なインプリケーションを引き出しており、通説とは異なる分析を随所で行い、EU の農業交渉戦略の本質を明らかにしている。

4) ガットにおける農業交渉の歴史を明らかにするとともに、ディロン、ケネディ、東京の3つのラウンドと UR を比較分析し、その類似性と相違を明らかにするとともに、来るべき WTO 農業交渉への対応方法を示唆している。

このように、本論文は、EU の UR 農業交渉及び CAP 改革における政策決定プロセスを国際交渉の現場の視点から、豊富なデータをもとに詳細に論じたものであり、農業貿易論、国際農業経済論、農業開発論、国際関係論、農業政策論の発展に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成13年6月21日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。